

専決処分について（港区立御田小学校仮校舎整備に伴う機械設備工事請負契約の変更）

本件は、港区立御田小学校仮校舎整備に伴う機械設備工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和5年10月30日

【変更内容】

○契約金額 3億2,285万円  
→ 3億3,556万6,000円  
(1,271万6,000円増額します。)

【変更理由】

- ①放課GO→クラブ室を確保することとしたため。
- ②国が公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置を定めたことを踏まえ、令和5年3月1日以降に契約を締結した工事について、令和5年3月からの労務単価を適用したため。

【契約の相手方】

港区芝浦一丁目2番1号シーバンスN館18階  
株式会社日設

○当初契約を議決した議会  
令和5年第1回定例会